平成２２年（フ）第９５号
福島県郡山市中田町高倉字板ノ作288番地の５
債務者　先﨑　泰智
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
福島県郡山市中田町高倉字板ノ作288番地の５
債務者　先﨑　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
福島県須賀川市森宿字坪ノ内76番地　レオパレスＰｅａｒ．Ⅱ102号
債務者　船田　祐理（旧姓長谷川・渡辺）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
福島県須賀川市六軒80番地３
債務者　安藤　　功
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１７８７号
名古屋市緑区鳴海町字古鳴海14番地の１　県営古鳴海住宅２棟101号
債務者　山田　照雄
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８５０号
愛知県春日井市藤山台４丁目１番地２　417号棟403号室
債務者　榎下　重麿
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１７号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番17―503号
債務者　山本　義人
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７７号
神戸市垂水区名谷町3173番地セントポリア神戸運動公園116号
債務者　肥後　佳人
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０６号
神戸市灘区千旦通３丁目８番７号、従前の住所神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番２―505号
債務者　田代　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２８号
神戸市垂水区西脇１丁目５番２―306号
債務者　大薮　　貴
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４５号
神戸市東灘区北青木３丁目22番13―201号、従前の住所神戸市東灘区魚崎北町５丁目２番15号ハイツ甲南201号
債務者　廣田　徳宏（旧姓尾﨑）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７２号
神戸市兵庫区菊水町８丁目４番20―101号エレガントコート菊水
債務者　梅谷　昌弘
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７３号
神戸市北区北五葉３－８第25号棟第404号室、住民票上の住所神戸市西区小山２丁目３番16号
債務者　藤井慎太郎
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３号
山口県岩国市麻里布町７丁目15番３―201号
債務者　福田　清美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第７９号
山口県岩国市周東町上久原2447番地20
債務者　石津　正枝
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第８０号
山口県岩国市黒磯町２丁目49番24―603号
債務者　藤中　康身
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第８１号
山口県岩国市室の木町５丁目９番１号
債務者　松本　伸彦
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　山口地方裁判所岩国支部